

特別免許状・臨時免許状の授与 事務について

令和 8 年 9 月 30 日

初等中等教育局教育職員政策課

我が国の教員免許制度について

1. 教員免許制度の意義

公の教育を担う教員の資質の保持及び向上並びにその証明を目的とする制度

2. 免許主義と開放制の原則

免許主義

教員は、教育職員免許法により授与される各相当の免許状を有する者でなければならない（免許法第3条第1項）。

開放制の原則

我が国の教員養成は、一般大学と教員養成系大学とがそれぞれの特色を発揮しつつ行っている。

3. 免許状の種類

それぞれ学校種別（中学校・高等学校については教科別）

① 普通免許状

専修免許状（修士課程修了程度）

一種免許状（大学卒業程度）

二種免許状（短大卒業程度）

② 特別免許状

③ 臨時免許状 (有効期限 3 年)

○ 授与権者：都道府県教育委員会

○ 免許状の有効範囲

・普通免許状：全ての都道府県

・特別免許状
・臨時免許状 } 授与を受けた
都道府県内

特例特別免許状特区制度について

制度の目的

特別免許状について、地域の特性を生かした教育を実施するため、構造改革特区の認定を受けた市町村教育委員会においても授与を可能とする制度（構造改革特区法第19条関係、平成16年改正法により創設）

制度の概要

市町村の教育委員会が、構造改革特別区域法に規定する特別の需要等に対応するため、以下の（１）から（３）に掲げる者に特別免許状を授与する必要があると認めるときは、授与が可能。

- （１）学校を設置する学校設置会社が、当該学校の教育職員に雇用しようとする者
- （２）学校を設置する学校設置非営利法人が、当該学校の教育職員に雇用しようとする者
- （３）その他構造改革特別区域における教育上の特別の事情により、市町村がその給料その他の給与又は報酬等を負担して、当該市町村の教育委員会が教育職員に任命しようとする者

（参考）令和７年２月時点での認定計画数： **３件**（※さいたま市、深谷市、千代田区以外の３自治体は認定取り下げ済み。）

認定地方公共団体	特区の名称	特区認定を受けた時期	授与件数	教科
埼玉県さいたま市	さいたま市立学校特例特別免許状授与特区	令和５年12月	２件	英語（２）
埼玉県深谷市	渋沢記念深谷人づくり特区	平成17年７月 ※授与実績なし	０件	実績なし
千代田区	千代田区立学校民間人材活用特区	平成18年7月	２件	英語（２）
北海道清水町	文化と人が響き合う清水町教育特区	平成17年７月 ※平成27年４月取下げ （学校法人への移行のため）	25件	国語(4)、公民(2)、デザイン(5)、音楽(4)、保健体育(4)、美術(3)、家庭、工芸、情報
三重県伊賀市	伊賀市意育教育特区	平成16年12月 ※平成29年５月取下げ （学校閉鎖のため）	３件	英語（３）
熊本県南阿蘇村	南阿蘇村教育特区	平成16年12月 ※平成29年5月取下げ （学校法人への移行のため）	12件	農業(2)、公民(2)、英語、理科、工業、数学、家庭、情報、保健体育、職業指導

特別免許状及び臨時免許状の授与権者の権限移譲に関する提案

地方分権改革に関する提案：特別免許状及び臨時免許状の授与権者の権限移譲

提案自治体：名古屋市、川崎市、相模原市、熊本市

【提案内容】

教育職員免許法に規定される特別免許状及び臨時免許状の授与権者について、都道府県教育委員会から指定都市教育委員会に権限移譲することを求める。

【制度改正による効果】

指定都市教育委員会において、優秀な人材を適切なタイミングで任用することが可能になる。

【今後の対応】

特別免許状（４条３項）及び臨時免許状（同条４項）の都道府県教育委員会による授与（５条６項）の事務・権限については、都道府県教育委員会及び指定都市教育委員会の意向並びに中央教育審議会の議論も踏まえ、希望する指定都市教育委員会への授与権限の移譲について検討し、令和８年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

分権提案に関する論点

- ・ 免許状の授与にあたっての体制整備（審査基準の策定や有識者の選定等の事務 等）
- ・ 免許状の管理事務体制の整備（免許状の失効・取上げに係る事務 等）
- ・ 全ての政令指定都市に権限を移譲することによる事務負担

①分権提案自治体へのヒアリング調査（概要）

ヒアリング対象：名古屋市、川崎市、相模原市 ※熊本市は震災等の状況を鑑みて実施せず

● ニーズや現制度における課題感

- ・ 現状は普通免許状保有者で人材を確保できており、特別免許状・臨時免許状の活用はない。
- ・ 特免の活用実績はなく、また今後の活用も考えていない。
- ・ 特別免許状の申請手続きのスピードアップが図れると考えた。申請者本人から申請を受けても、市で確認してから県に上げるという流れで時間がかかり、円滑な人材確保の妨げになっている面があった。
- ・ 特別免許状の県での申請処理にかかる標準事務時間が135日（約5か月）と聞いており、申請から任用まで相当な時間がかかる。そのため、優秀な人材を適時適切なタイミングで任用することが難しくなると想定している。
- ・ 臨免は2年間で1件のみ。そんなに多くないが、一方で、今後中学校35人学級が進む中で、不足が見込まれるため、長期的な目線で見ると、効率的に免許を出すために権限移譲は賛同できると思い、賛同した。
- ・ 臨時免許状については、近年で申請・交付に至った事例はない。仮に市で授与を行えばスピーディな教員確保に資するとは思いますが、特別免許状と違って現実問題として事例がないため、推測での回答しかできない。
- ・ 特別免許状についてはニーズがあれば特区制度の活用を検討したい。

● 権限移譲した場合の懸念

- ・ 免許事務全となると今すぐ対応するのは困難。
- ・ 事務負担が大きく、また事務を遂行するだけのスキルが現状あるわけではない。性暴力対応も、事案への対応が大変な中で、免許事務まで行うのは負担が大きく、難しい。
- ・ 免許事務の負担・体制については、現時点では人員体制も含めて具体的な考えには至っておらず、なんとも言えない。
- ・ ただし将来的には、教員確保という大きな課題への対応手段として、特区制度も含めて改めて考えていかなければならないと思っている。
- ・ 実際に権限を委譲されるとなると、現在行っていない事務が純増し、新たに免許授与・管理事務が発生するため、十分な検討・準備期間が必要と考えている。

特別免許状及び臨時免許状の授与権者の権限移譲に係る意向調査・ヒアリング調査

②全ての都道府県教委/指定都市教委への意向調査

(政令指定都市を有する都道府県教委)

○特別免許状

- ① 体制確保に関わらず特段問題ない…………… 1 件
- ② 体制が確保されていれば問題ない…………… 11 件
- ③ 体制が確保されていても移譲すべきでない… 1 件
- ④ その他…………… 3 件

○臨時免許状

- ① 体制確保に関わらず特段問題ない…………… 1 件
- ② 体制が確保されていれば問題ない…………… 11 件
- ③ 体制が確保されていても移譲すべきでない… 1 件
- ④ その他…………… 3 件

(指定都市教委)

○特別免許状

- ① 授与を行いたい…………… 7 件

(回答の理由)

- ・より円滑な免許状授与及び任用が期待されるため。
- ・自治体固有のニーズを捉えた人材確保につながるため。
- ・特別免許状を必要としている学校があるため。しかし、免許事務の体制確保には十分な準備期間が必要。

- ② 授与を行いたいとは考えていない…………… 13 件

(回答の理由)

- ・特別免許状については構造改革特区制度で授与可能であるため。
- ・現在の制度でも、都道府県と連携し、特段支障なく運用できているため。
- ・県内に複数の免許状授与権者が存在することによる混乱が生じる可能性があるため。
- ・授与の審査にあたって、学識経験者の継続的な確保等が困難であるため。

○臨時免許状

- ① 授与を行いたい…………… 7 件

(回答の理由)

- ・教員不足に対するよりスピーディな対応が期待されるため。
- ・臨時免許状が必要な状況が続いているため。しかし、免許事務の体制確保には十分な準備期間が必要。

- ② 授与を行いたいとは考えていない…………… 13 件

(回答の理由)

- ・臨時免許状は授与件数が多く、免許の管理事務の増大が懸念されるため。
- ・現在の制度でも、都道府県と連携し、特段支障なく運用できているため。
- ・免許状の授与及び管理の事務負担や体制確保に懸念があるため。
- ・県による統一的な運用が効率的かつ安定的な教育確保に資すると考えるため。

③ 特区活用自治体へのヒアリング調査（概要）

ヒアリング対象：埼玉県さいたま市、東京都千代田区、埼玉県深谷市、北海道清水町

● 特区制度の活用状況と課題

- 独自の特別選考を実施し、英語や技術のスペシャリストに特免を授与している。
- 地域に根差した教育を行うことができる者に特免を授与し、株立学校の教員として登用していた。
※平成23年の調査結果でも報告されているが、授与の実態として、客観的な基準を設定せず、又は必要な手続きを経ないまま特別免許状が授与されている疑いが極めて高い事例が多数確認されている。
例：絵手紙の技術と指導力を有しているという理由のみで「美術」の免許状を授与。

● 授与権者としての免許事務について

- 授与にあたっては授与基準の策定等、事務的な課題が多く、今後検討していかなければならないと考えさせられた。
- 授与にあたっては教育委員会の規定・基準等の策定や審査において必要な学識経験者の調整等、相当の事務量があった。

● 免許管理者としての免許事務について

- 授与件数がそれほど多くないため、現体制でも対応できているが、改めて免許事務の中身やそのボリュームと重要性について認識した。
- 免許管理事務においては、特に児童生徒性暴力等の関係など、小規模自治体では事務的に対応しきれない懸念がある。

● 分権提案について

- 臨時免許状の授与件数が多いため、その免許事務を市町村が行うことについて、事務負担の観点から懸念がある。
- 臨時免許状を市町村で授与したいという具体的なニーズは現時点ではない。
- 小規模自治体においては、権限移譲されてもかなり負担感があり、難しい。

提案② 都道府県知事が資格付与者となっている国家資格の見直し

提案自治体：広島県、宮城県、福島県、広島市、愛媛県、全国知事会、中国地方知事会、岩手県、長野県、宮崎県

【提案内容】

国家資格のうち、都道府県知事が資格付与者となっているものについて、試験事務を既に全国統一の団体が行っている資格を含め、各種資格の付与者を国とするなどの見直しを求める。

【制度改正による効果】

資格付与者を国に転換することで、国家資格等情報連携・活用システムに連携される資格者名簿が一元化され、例えば結婚して苗字が変更となった場合の免許書換えなどが、近くの窓口に行けば申請できることになり、利便性向上につながる。

また、免許事務を国に一元化することで都道府県の事務負担軽減にも繋がるほか、国家資格等情報連携・活用システムによるオンライン申請を可能とすることで、申請者の来庁の手間や行政での事務処理負担の軽減が期待される。

【現状の対応】

教育職員の免許申請（５条の２第１項）のうち新規の個人授与申請に係る手続については、国家資格等情報連携・活用システムを令和 9 年 3 月から活用することが可能になり、都道府県の事務負担の軽減が期待される。今後も機能改善に向けた検討を行う。

【根拠法令】

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）

第五条の二 免許状の授与を受けようとする者は、申請書に授与権者が定める書類を添えて、授与権者に申し出るものとする。